

1. ふとん品質表示規定

第1条 目的

1. 本規定は、ふとんの品質の適正な表示を推進することによって、一般消費者の商品の選択の利便を図るとともに、ふとんの品質向上を促進し、ふとんの声価の高揚を図ることを目的とする。

第2条 定義

1. この規定で「ふとん」とは、次に掲げる素材を詰めものとして製造した掛けふとん、敷きふとん、こたつふとん、座ぶとんの総称とする。
 - 一. 毛、絹、羽毛、麻、綿、化学繊維、その他の繊維
 - 二. 前項に掲げる素材を混綿又は積層したもの
 - 三. 上記に掲げる素材とウレタンフォーム等を併用したもの
 - 四. ウレタンフォームを100%使用したもの
2. この規定で「表示者」とは、一般社団法人日本寝具寝装品協会会員である団体及び企業である者をいう。

第3条 表示事項

1. 表示者は、ふとんを製造及び販売するときは、ふとんに直接、次に掲げる事項を原則として品質表示ラベル（ネーム）又はタグ等で消費者が見やすい箇所に表示しなければならない。
 - 一. ふとんの名称
用途別種類（掛け、敷き、こたつ等）及び詰めものの種類（毛、絹、羽毛、麻、綿、化学繊維等）を表示すること。
 - 二. ふとんがわ地の組成繊維及び混用率
繊維製品品質表示規程に基づき、表地・裏地の組成繊維及び混用率を表示すること。
 - 三. 詰めものの組成及び混用率
繊維製品品質表示規程に基づき表示すること。
ただし、詰めものがウレタンフォーム（最大の厚さが50mm以上）の場合は、雑貨工業品品質表示規程に基づき表示すること。
 - 四. 詰めものの重量
詰めものの質量を表示すること。
表示単位は「kg」とし、原則として少数点以下1位まで表示する。ただし、例外として重量が1.0kg未満の製品については「g」で表示することも出来る。
尚、ウレタンフォーム等の繊維以外の詰めものについても原則として上記に則して記載する。ただし、記載する場合は「約」表記を使用できる。（例：約〇.〇kg）また、ウレタンフォーム等の重量を表記しない場合は、詰めものの重量の表記欄に（ ）書き等で、記載重量に含まれない旨を表記する。

五. サイズ

ふとんの横・縦の長さを表示すること。

表示単位は「cm」とし、ふとんの横、縦の長さを表示する。ただし、キルティング加工したふとんについては、製品（出来上がり）サイズを表示する。それ以外のふとんは、ふとんがわのサイズを表示する。

厚み 50mm以上のウレタンフォームは雑貨工業品品質表示規程に基づき表示すること。

六. 取扱方法

使い方と注意、干し方、収納と保管の仕方、洗い方等を表示すること。

ウレタンフォームは雑貨工業品品質表示規程に基づき表示すること。

七. 表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号

家庭用品品質表示法に基づき表示すること。

ただし、団体管理番号においては（一社）日本寝具寝装品協会名、協会の電話番号又は住所、及び協会が承認した番号を表示すること。

八. 詰めものの見本袋添付

詰めものの見本袋の大きさは、原則として横 6 cm 以上、縦 9 cm 以上で透明の袋を使用すること。中身の量は、詰めものを判断できる適切な量とする。固わた、ウレタンフォーム等は対象除外とする。

九. 上記以外の表示については、家庭用品品質表示法・繊維製品品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程に基づき表示すること。

2. 前記一、四、五、六及び八号は別表で規定する。

3. 前各号の規定による表示と紛らわしい表示をしてはならない。

4. この表示は消費者等からの別注品（オーダー品）については適用外とする。

第4条 外観及び詰めものの材料

1. ふとんに使用されるふとんがわ地は、次の通りとする。

一. 糸切れ、織段、その他の製織の欠点が目立たないこと

二. 落ち傷、ビーム段、その他の製編の欠点が目立たないこと

三. 染色むら、その他の染色加工の欠点が目立たないこと

2. ふとんの縫製及びキルティングについては、次の通りとする。

一. 縫いはずれがなく、かつ縫い飛び、糸つり、ほつれ、未縫製、縫い継ぎ及び縫い目曲がりが目立たず、糸調子が優良であること

二. 縫い直しなどによる針穴が目立たないこと

三. 糸継ぎ部は返し縫いをして、適正に糸処理をすること

四. 針目数は使用ふとんがわ地及び詰めものに対して適正であること

五. 縫糸は、モノフィラメントを使用しないこと

3. 詰めものは、次に掲げたものを使用すること。ただし、中古又は再生原料（反毛、古わた等）はGFマークの対象とならない。

一. 麻・綿については原綿、落綿及びこれらを使用した加工綿であること

二. 毛・絹については新毛で適正な洗浄・精製加工処理がなされたものであること

三. 羽毛・羽根については新羽毛で適正な洗浄・精製加工処理がなされたもので、

粉碎されたものでないこと

四. 化学繊維及びその他の繊維

五. 上記（一～四）に掲げる素材とウレタンフォーム等を併用したもの

六. ウレタンフォームのみのもの

4. 中古原料については、次の通りとする。

毛、絹、羽毛、麻、綿、合成繊維及びその他の繊維で、あらかじめ適正な洗浄、殺菌等の処理をした原料を使用し、必ず「再生原料使用」と品質表示に明記すること。

ここで言う中古原料とは、人が使用したふとんの詰めものとして使われていた古わた、マットレスウール及びそれに類するものを言う。

また、適正な洗浄、殺菌等の処理とは、次の加工処理がなされたものをいう。（GFマークの対象外）

一. 洗浄は、丸洗い又は解体等により洗浄をすること。

二. 除塵は、ダニの糞・死骸、その他夾雑物を除去すること。

三. 殺菌、殺虫は、厚生省（現在の厚生労働省）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険性のある寝具類に関する消毒方法」を準用し、次のいずれかの方法で行うこと。

① 100℃以上の湿熱に10分間以上作用させること。

② 80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

③ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、遊離塩素250ppm以上の水溶液中に30℃で5分間以上浸すこと。（この場合、終末遊離塩素濃度が100ppmを下らないこと。）

④ 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上30分間以上浸すこと。

⑤ クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

⑥ あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で七時間以上触れさせること。

⑦ あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したものを注入し、大気圧下で50℃以上で4時間以上作用させるか、又は1kg/cm²まで加圧し50℃以上で1時間30分以上作用させること。

⑧ あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、CT値9000ppm・min以上作用させること。また「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」を遵守すること。

第5条 許容範囲

1. ふとんがわ地の組成繊維の混用率を表示する場合の誤差の許容範囲は、繊維製品品質表示規程に基づく。

2. ふとんのサイズを表示する場合の誤差の許容範囲は
- ① キルティング加工以外の製品の場合は、表示値の+3%、-1%以内、又は+3cm、-1cm以内のいずれか大きい方の数値とする。
 - ② キルティング加工した製品の場合、「キルティング製」であること、「許容範囲が+5%、-3%」であることを表示に付記すれば+5%、-3%以内、付記しない場合は①と同様とする。
 - ③ 詰めものにウレタンフォーム(厚さ50mm以上)を使用している場合は、雑貨工業品品質規定に基づく。
3. 詰めものの組成繊維の混用率を表示する場合の誤差の許容範囲は、繊維製品品質表示規程に基づく。
4. 詰めものの重量を表示する場合の誤差の許容範囲は、+4%、-2%以内とする。

表示数値の誤差の許容範囲

1. 繊維製品品質表示規程に基づく項目

ふとんがわ地及び詰めものの組成繊維の混用率

①100%の表示の場合	{	毛……………-3%
		毛以外の繊維……………-1%
②羽毛の混合率……………		+5%、-5%
③混用率の数値に「以上」と附記したとき……………		-0%
④混用率の数値に「未満」と附記したとき……………		+0%
⑤混用率の数値が5の整数倍の数字(5, 10, 15…)のとき…		+5%、-5%
⑥上記の①~⑤以外の場合……………		+4%、-4%

2. 雑貨工業品品質表示規程に基づく項目

ウレタンフォーム(厚さ50mm以上)の詰めもののサイズ(許容差)

①長さ及び幅

250mm以下(接着加工品を除く)……………	+5mm、-0mm
250mm以下(接着加工品だけに適用)……………	+10mm、-0mm
250mm超500mm以下……………	+10mm、-0mm
500mm超1000mm以下……………	+20mm、-0mm
1000mm超……………	+30mm、-0mm

②厚さ

25mm以下……………	+3mm、-0mm
25mm超100mm以下……………	+4mm、-0mm
100mm超……………	+6mm、-0mm

3. 自主基準に基づく項目

(1) ふとんのサイズ（寸法）

①対表示値…………… +3%, -1%

②対表示値…………… +3cm, -1cm

以上のいずれか大きい方の数値とする。

なお、キルティング加工したふとんの場合は、

①キルティング製ふとんであること

②許容範囲が+5%, -3%であること

以上の2点をサイズ（寸法）の表示に附記すれば、+5%, -3%の許容範囲とする。附記しない場合には、上記の許容範囲と同様とする。

(2) ふとんの重量

①対表示値…………… +4%, -2%

ウレタンフォームの許容範囲は各社にて基準値を定めること

第6条 用語の制限

1. 第3条1項一号（ふとんの名称）で使用する用語については、平仮名の「ふとん」を統一文字として使用するものとする。
2. こたつふとんの「こたつ」については平仮名とし、掛け、敷き、座については漢字を用いる。その場合、「座ぶとん」を除いては、ふとんの文字には濁音を付けない。

第7条 検査規定

1. 第3条（表示事項）1項の二、三、四及び五号で規定する表示事項の検査方法については、検査規定を別に定める。（20 ページ参照）

第8条

1. この規定の管理に関しては、管理規定を別に定める。（23 ページ参照）